

第 4 回 浜松市行政不服審査会会議録（公開部分）

開催日時	令和元年 5 月 10 日（金）午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで
開催場所	浜松市役所 51 会議室
出席者状況	
出席委員	村越啓悦会長、川上正芳委員、岸田真穂委員
欠席委員	なし
事務局	総務部政策法務課経営推進担当課長 山本治之 総務部政策法務課経営推進担当 鈴木亨、宮野浩和、内山裕太
議事内容	1 開会 2 審査請求における処分の違法性の判断基準時について 3 議事 諮問第 1 号及び諮問第 2 号の調査審議 4 閉会
会議録作成者	総務部政策法務課経営推進担当 内山裕太
記録の方法	要点記録（録音記録なし）
会議記録	<p>1 開会</p> <p>（事務局） ただいまから、「第 4 回浜松市行政不服審査会」を開催する。本日は、委員 3 人全員にご出席いただいた。</p> <p>浜松市行政不服審査条例第 5 条第 1 項により、審査会の会議は、会長が議長となるため、ここからの進行は、村越会長にお願いしたい。</p> <p>（村越会長） それでは、会議を進行する。</p> <p>本日の会議について、次第 2 は、特定の個人が識別されるような個人情報に含まれていないので、会議は公開で行い、次第 3 からは調査審議に当たり、個人情報が含まれているので、浜松市行政不服審査条例第 6 条に基づき、会議は非公開で行うということによろしいか。</p> <p>（各委員） 異議なし。</p> <p>（村越会長） 異議がないので、そのように決定させていただく。それでは、次第に従い、進めさせていただく。</p> <p>2 審査請求における処分の違法性の判断基準時について</p> <p>（村越会長） 次第の 2、審査請求における処分の違法性の判断基準時について、事務局から、説明をお願いしたい。</p> <p>（事務局） 資料「審査請求における処分の違法性の判断基準時について」をご覧いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">当審査会においての審査請求における処分の違法性の</p>

	<p>判断基準時を整理したいものである。</p> <p>書籍を見ると、一般的には、基準時は「処分時」とするのが適当であるとあった。また、書籍によっては、審査庁が処分庁の上級行政庁である場合、裁決時において、何が行政目的に適合しているかを考慮すべきであるため、基準時は、「裁決時」とするのが適当であると基準時を変えているものもあった。</p> <p>そこで、審査庁が処分庁である場合と審査庁が処分庁の上級行政庁である場合のそれぞれの判断基準時について協議いただきたい。</p> <p>(村越会長) 審査庁が処分庁である場合も変更裁決は許されるのか。</p> <p>(事務局) そのとおりである。</p> <p>(村越会長) そうであれば、審査庁が処分庁又は、処分庁の上級行政庁である場合は、変更裁決ができるので裁決時、審査庁がそのいずれでもない場合は、処分時とするべきではないか。</p> <p>行政不服審査制度の解説（伊藤健次著）も同様の記載がある。</p> <p>(川上委員) 審査庁が処分庁である場合は、自己がした処分に対して判断するものであるから、処分時とするべきではないか。</p> <p>(村越会長) 審査庁が処分庁である場合でも裁決時とすることはできるのか。</p> <p>(事務局) 可能である。</p> <p>(岸田委員) 区分としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査庁が処分庁である場合 (2) 審査庁が処分庁の上級行政庁である場合 (3) 審査庁が処分庁又は、処分庁の上級行政庁いずれでもない場合 <p>でいかがか。</p> <p>(村越会長) そのとおりである。</p> <p>川上委員から審査庁が処分庁である場合は、処分時とするべきではないとの意見があった。</p> <p>(川上委員) 実際、取消訴訟は処分時と定められている。</p> <p>国税不服審判所は、処分庁や上級行政庁には当たらないという理解で良いか。</p>
--	---

	<p>(村越会長) そのとおりである。 審査庁が処分庁である場合が議論になるが、自己がした判断であるから、裁決時の事情も考慮し、改めて再度検討し、判断するというのが許されてもよいのではないか。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p>(村越会長) では、審査請求における処分の違法性の判断基準時は、 (1) 審査庁が処分庁である場合 裁決時 (2) 審査庁が処分庁の上級行政庁である場合 裁決時 (3) 審査庁が処分庁又は、処分庁の上級行政庁いずれでもない場合 処分時 ということよろしいか。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p>(村越会長) これは、解釈指針を示したものだと思うが、どういった形で残るか。</p> <p>(事務局) 浜松市行政不服審査会としての指針を作ったものである。議事録として残し、今後はこの指針に基づき、違法性の基準時を判断する。</p> <p>(村越委員) 承知した。 本日から施行するということがよろしいか。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p>(村越委員) では、そのように決定させていただく。 これで、次第2までが終了した。会議の公開はここま でとさせていただきます。</p>
会議資料	<p>1 審査請求における処分の違法性の判断基準時について</p> <p>2 第4回浜松市行政不服審査会関係資料（調査審議に係る手続きに関する資料（個人情報を含む））のため、公開しない。</p>
会議の公開・非公開	一部非公開
その他の事項	特になし

本議事録は、令和元年6月10日、会議に出席した全ての委員の承認を経て確定した。

浜松市行政不服審査会会長 村越啓悦

浜松市行政不服審査会委員 川上正芳

浜松市行政不服審査会委員 岸田真穂